

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 買取制度運用ワーキンググループ（第1回）

日時 平成26年2月18日（火）17：31～19：28

場所 経済産業省本館地下2階講堂

- 議題
- （1）買取制度運用ワーキンググループの設置等について
 - （2）固定価格買取制度における回避可能費用の取扱いについて
 - （3）固定価格買取制度における認定制度の在り方について
 - （4）その他

1. 開会

○村上新エネルギー対策課長

大橋委員が、まだ、お見えでございませぬが、定刻になりましたので始めさせていただきますと思ひます。

事務局を務めさせていただきます新エネルギー対策課長の村上でございます。

ただ今から、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会第1回買取制度運用ワーキンググループを開催させていただきます。本日はご多忙のところ、お集まりいただき誠にありがとうございました。

なお、本ワーキンググループの設置につきましては、総合資源エネルギー調査会運営規程第13条に基づき、その上部組織になります省エネルギー・新エネルギー分科会の柏木分科会長に事前に了承を得たということで、設置を決めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、事務局を代表しまして省エネルギー・新エネルギー部長の木村より一言ご挨拶をさせていただきます。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

木村でございます。本日は諸先生方におかれましては、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

また、エネルギー行政に日々、ご指導ご鞭撻をたまわりまして、それも深く感謝を申し上げます。固定価格買取制度、一昨年7月に施行されました。その後、さまざまな紆余曲折はあったわけでございますけれども、おおむね順調に太陽光を中心として現在、導入が進んでいると評価をしております。やはり、固定価格買取制度の威力と申しますか、これも非常に大きなものがあるわけでございます。他方、制度が定着する段階でさまざまなご批判と申しますか、ご指摘も承っ

ております。本日、議論の対象になっております回避可能費用の取扱い、それから認定の取扱いでございますけれども、こういったものにつきましてもご批判あるいは、ご指摘といったものを承っているということでございます。

固定価格買取制度は、ご承知のとおり国民負担によって支えられている制度でございますので、やはり何よりも制度の安定性を維持していく、あるいは予見可能性を維持していくためには、どうしても私どもとしても説明責任をしっかりと果たしていく必要があるわけでございますし、やはり制度自身の信頼、クレディビリティといったものが意識されていく必要があると思っております。したがって、もちろん、全てではないかもしれませんが、さまざまなご批判について、しっかりと透明性のあるプロセスで議論をした上で、一つ一つ答えを出していくということが欠かせないと思っております。

今回、議論をしていただきます2つの論点につきましては、できましたら平成26年度から早速運用に取り入れたいというふうに考えてございます。そういった意味では、今、2月18日ということで、本当に時間がない中で大変恐縮ではございますけれども、何とぞ活発なご議論を承りたいと思っております、ぜひよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○村上新エネルギー対策課長

ありがとうございます。

では、次に本ワーキンググループの座長につきましては、分科会長が指名するという規定になってございまして、事前に柏木分科会長より山地座長をご指名いただいております。

では、恐縮でございます。山地座長、一言、よろしくお願いいたします。

○山地座長

ワーキンググループの座長を務めさせていただくことになりました山地でございます。

私は、もう大分前になりますが、この新エネルギー小委員会の前身、新エネルギー部会と申しておりましたが、そのとき部会長として固定価格買取制度の取りまとめを行いました。今回、ワーキンググループとして集まっていた趣旨については、今、木村部長がご説明になったとおりで、改めて繰り返すまでもありませんが、2点あるんですね。1つは国民負担、つまり賦課金の計算にかかわる回避可能費用と言われているものの算定法。それからもう一つは、太陽光発電を中心に急速に固定価格買取制度によって導入が進んでいるわけですが、買取価格を適用するタイミングは認定というタイミングであります、それでいいのかどうか、少し議論があるところでもありますから、太陽光発電の認定の在り方についてということが2番目でございます。いずれの項目も、中立性を保って議論を進めるということが非常に重要でありますから、今回の

ワーキンググループでは、これに関する業界の関係者の方々はオブザーバーという形で参加しております。また、委員の皆さんには、それぞれの専門分野からの専門家としてのご発言を期待しております。

今日は、審議時間は2時間ということですが、寒いですからそれぐらいで終わりたいと思っていますけれども、効率的にできるだけ多くの方々から意見を伺って進めたいと思います。議事進行にご協力いただければと思います。

○村上新エネルギー対策課長

ありがとうございます。

次に、委員の皆様につきましても、座長と同様、分科会長が指名するという規定になってございまして、既にご指名をいただいております。時間の関係もございまして、恐縮ですが、私のほうから委員の皆様方のお名前を順にご紹介させていただければと思います。よろしく願います。

まず、委員。

岩船由美子委員。

大橋弘委員。

崎田裕子委員。

佐藤泉委員。

馬場旬平委員。

松村敏弘委員。

山内弘隆委員。

ありがとうございます。また、先ほど座長からもご紹介ありましたが、本日オブザーバーとして関係業界の代表の方にも、ご参加いただいておりますので、同様に名前をご紹介させていただければと思います。

太陽光発電協会の鈴木伸一様。

同じく太陽光発電協会の茅岡日佐雄様。

それから、日本風力発電協会の塚脇正幸様。

それから、株式会社エネット、谷口直行様。

反対側の座席に変わしまして、北海道電力株式会社の秋田耕児様です。

それから、電気事業連合会から但見収司様。

それから、電気事業連合会から明田泰伸様でございます。

ありがとうございます。

では、続きまして、本日の資料について確認をいたします。

配付資料一覧にありますとおり、資料は1から4、その手前に議事次第、委員等名簿、座席表ということでつけさせていただきます。落丁等ございましたら、お知らせくださいませ。よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事進行を山地座長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

2. 議題

(1) 買取制度運用ワーキンググループの設置等について

○山地座長

それでは、今から始めますけれども、早速、議事に入っていきたいと思います。

今、資料の確認がありましたが、まず、このワーキンググループ設置後、初めての会合でありますから、資料1、買取制度運用ワーキンググループの設置についてと、資料2、議事の取扱い等について、について説明をお願いします。

○村上新エネルギー対策課長

恐縮でございます。資料1、読むのを省略させていただきまして、ポイントで申し上げますと、ご挨拶にもありましたように回避可能費用、太陽光発電設備への認定の在り方など、具体的な運用について検討を行う必要となる論点が顕在化してきたということで、制度の運用に関し、必要な論点の検討審議を行うため、買取制度運用ワーキンググループを設置することとするということでございます。

それから、資料2でございます。基本的には1ポツ、2ポツにありますとおり、ワーキンググループの討議も配付資料も原則として公開ということでございます。議事要旨は1週間以内、議事録は1カ月以内。個別の事情に応じて会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するというところでございます。この議事等の取扱いは、議事、決議事項になりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山地座長

ただいま、説明がありました、本ワーキンググループの設置等につきまして、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言ご希望の場合は、審議会方式で、ネームプレートを立てていただければ順番にご指名いたしますが、本件について、今の設置については、よろしゅうございますでしょうか。

特に異議がないということでございますので、本ワーキンググループ設置は資料のとおりとい

うことで進めてまいりたいと思います。

(2) 固定価格買取制度における回避可能費用の取扱いについて

(3) 固定価格買取制度における認定制度の在り方について

○山地座長

続きまして、本来の議題でございますが、事務局から資料3、回避可能費用の算定方法及び認定制度の在り方について、説明をお願いいたします。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

それでは、資料3につきまして、ご説明を申し上げます。ご議論そのものは分けていただければと思いますけれども、資料は、まとめてご説明させていただきます。

4ページでございます。もう釈迦に説法でございますけれども、固定価格買取制度の基本的仕組みでございます。再生可能エネルギーはコストが高うございますので固定価格で、まず電気事業者調達を義務づけております。それを需要家に供給をして、電気の供給の対価の一部として賦課金を支払っていただくという仕組みになってございます。

地域による再生可能エネルギーの導入量のばらつきによって、賦課金による国民負担に差が出ないように、次の年度になりますけれども、再生可能エネルギーの導入量の予測に基づいて全国一律に賦課金単価を算定しているというものでございます。各電力会社が賦課金を徴収しますけれども、それを費用負担調整機関に一旦に集めまして、買取の実績に応じて各電力会社が受け取るという仕組みになっているというものでございます。

5ページでございますが、賦課金の回収分配の基本的なスキームを書かせていただいております。電気の使用者一人一人から賦課金が徴収され、その人に供給した電気量に納付金の単価というものを掛けます。賦課金単価と一般的に言っておりますけれども、法律上の概念としては、納付金単価という言葉になってございます。

電気事業者が、賦課金を集めたもの全体を費用負担調整機関に納付をするということで、賦課金の徴収、それから納付金の納付ともに毎月行われております。納付金自身は電力会社ごとに納付金単価に供給電気量が掛け合わされたものとして、費用負担調整機関に納められるということになります。それが、交付金の交付という形で電気事業者に買取費用をファイナンスするものとして支払われるわけでございますけれども、これも毎月行われておりまして、買取費用から、ここで回避可能費用等が差し引かれるということになるものでございます。最終的には、電気事業者からは、その買取費用全体が発電事業者を支払われるということになるわけでございます。

次に6ページ、7ページで、法令の規定を引用してございます。非常に分かりにくい、字も小

さくて大変恐縮なんですけれども、まず、回避可能費用の部分というのは、第9条第2号というのがございますけれども、ここに出てまいります。もともと第8条、第9条というのは、これは電力会社が受け取る交付金の額の規定でございまして、そこに概念としての初めて出てくるということになります。

第8条を見ていただきますと、費用負担調整機関が費用負担の不均衡を調整するために省令で定める期間、1ヶ月ごとに電気事業者に対して交付金を交付するという条文がございます。その交付金の原資が納付金だということが規定をされております。

交付金の額でございますけれども、第9条という条文で、前条第一項の規定により個々の電気事業者に対して毎月1回交付される交付金の額というのは、特定契約ごとの第1号にかける額から第2号にかける額を控除していただく合計額を基礎として経済産業省令の定める方法により算定した額ということで、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額が最終的に電力会社に支払われるという意味でございます。

第1号が買取費用でございまして、第2号がいわゆる回避可能費用に当たるものでございます。条文上は、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電または調達に要することとなる費用の額として省令に定める方法により算定した額ということで、省令はその次のページにつけております。

これを、要はファイナンスしなければいけないわけですが、それが納付金、それから、その原資になる賦課金ということで、それぞれ第12条、第16条に該当条文がございます。

賦課金単価と一般的に言っておりますのは、納付金単価のことでございます。第12条で納付金の額、交付金の原資になるものでございますけれども、電力会社が集めた賦課金を費用負担調整機関に納付するという意味で納付金と呼んでおりますが、当該期間の納付金の額というのは、当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額ですね。電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎とするということで、納付金単価というのは何ということが第2項にございまして、交付金の見込み額の合計額を電気の供給の総量の見込みで割ったものというのが納付金単価になるわけでございます。

納付金単価というのは、基本的には、1年に1回、決めて告示をするものでございますので、翌年どれぐらい交付金が必要になるのか、交付金がどれだけ必要になるかということを決めるときに買取総額から回避可能費用の額を引かないといけませんので、そこで関係が出てくるわけなんですけれども、それを電気の供給の総量で割ったものということになるわけでございます。

賦課金の額については、第16条第2項を見ていただきますと、電気の使用に対して支払いを請求することができる賦課金の額というのは、電気の供給の総量に当該電気の供給をした年度に

おける納付金単価に相当する金額を乗じた額ということで、ここでリンクが図られていると、非常に複雑な規定ぶりになってございます。

回避可能費用が具体的に、どう定まっているかということでございまして、回避可能費用単価等を定める告示というのがございます。ここで、一般電気事業者と特定電気事業者、特定規模電気事業者に分けて規定をしております、告示第4条第1号の表に載っておりますのが、これは後ほどご議論していただく必要がございますけれども、いわゆる全電源の平均可変費というものでございます。それに燃料費調整を行った額というのが、最終的な回避可能費用の単価になるということでございまして、第2号で、特定電気事業者と特定規模電気事業者につきましては、これは一般電気事業者の考え方をそのまま平均的なものとして採用して、定数で置いているということでございます。なかなかこれはややこしいのですけれども、8ページ、9ページに若干まとめさせていただいております。納付金単価と賦課金単価というのは基本的に同じなので、ここでは並列して書かせていただいておりますけれども、この式を見ていただきますと基本的に納付金単価、賦課金単価というのは、買取の見込み額から回避可能費用の見込みを引いて、あと、事務費を足したものを総需要電力量の見込みで割るものでございまして、年に1回決定をしているということでございます。

個々の要素、買取の見込み額というのが、来年度にどれぐらい再生可能エネルギーを買うのかという見込みと、調達価格等算定委員会等の意見を反映して決まる調達価格を乗じたものになるということでございまして、そこから、回避可能費用の見込みを引くわけでございます。回避可能費用は、再生可能エネルギーの買取量の見込みに対して単価を掛けてございまして、その回避可能費用単価がどうやって決まっているかということですが、これが、今は再生可能エネルギー電気を買取ることにより支出を免れた燃料費などの変動費を採用させていただいている。これが、全電源の平均可変費というものに当たるわけでございます。

通常年度末に賦課金単価は決まりますので、直近の2月の燃料費調整単価を考慮したその変動費というものを各社ごとに加重平均をさせていただいて、これが次の年度における回避可能費用単価だろうということで決めて、これを賦課金単価の計算に反映させていると、そういう実務になっております。ちなみに、電源事業者が料金改定を行う際に変動費が改定されるということは当然あり得るわけなのですけれども、これは翌年度の納付金単価に反映させるということでございまして、年度途中で賦課金単価を変えるという実務はございません。

一番下のところで、「回避可能費用単価の更新について」というのがございますけれども、途中で電気事業の原価の見直し等がなされた場合は、それを反映した変更を行っているということでございます。

それで、9ページをご覧くださいますと、回避可能費用単価をどうやって決めているのかということですが、一般電気事業者の場合はその個社ごとに、それから特定電気事業者、特定規模電気事業者につきましては、事業者の規模によらず一定の価格で決めているということで、一般電気事業者の場合は、現在は先ほど申しました全電源の平均可変費の単価というものを採用しております。これに燃料費調整単価を加えた単価というのを回避可能費用単価として規定されると。

実際に、その交付金のところで最終的に電気事業者がどれぐらい金額として受け取れるかというのが決まるわけなんですけれども、そこで回避可能費用というのは、賦課金を設定するときには当然、1年を通じて一つの単価ということで、見込みで決めるんですけれども、実際の支払いの段階では、回避可能費用というのは燃調等も反映することになりますので、変動していくということになります。これは、平成26年1月における例ということで下につけさせていただいたものがこの表でございまして、各社の1月段階における回避可能費用の単価に当たるもの、これは、実際に交付金の支払いを受ける局面での数字ということでございます。

それから、特定電気事業者、特定規模電気事業者につきましては、一般電気事業者の回避可能費用単価を告示によって定められる販売電力量シェアの割合により加重平均した金額というものを採用しております、これにさらに一般電気事業者の燃料費調整単価の加重平均を加えたものということでございますので、逆に言うと、ここの特定電気事業者、特定規模電気事業者の回避可能費用単価9.34円/kWhは、いわば全国のやや平均的なものになっているとご認識いただいても結構かと思えます。

次、10ページでございますが、これは全体のボリュームでございまして、平成25年度でいいますと買取総額4800億円に対しまして、回避可能費用は1,670億ということで、賦課金で回収するものというのは3,130億、これが0.35円/kWhで、一部住宅用余剰買取制度負担分が残っておりますので、これを合わせると下の合計のところにあるものが数字として出てまいるということでございまして、よく0.40円/kWhの負担ですということを言われるんですけれども、これが全体のその数字でございます。

これにつきまして、ご意見をいただいているということでございます。例えば、自然エネルギー財団が意見表明をされてございまして、これは去年の9月でございまして、11ページをご覧くださいますと、再生可能エネルギーを受け入れる場合は、燃料費の高い電源から停止するだろうと。したがって、最もコストのかかる電源の運転単価、石油火力が恐らくそれに当たるので、それを用いるべきだと。あるいは、後で若干ご紹介しますが、ドイツのように卸電力市場取引価格を用いるべきだというご指摘でございまして、これで用いますと、相当程度やはり回避可能費

用というのが大きくなると申しますか、それによって賦課金が節減可能となるんだという、そういうご指摘をいただいているということでございます。

12ページ以降でございますが、再生可能エネルギーの受け入れというのは一体どういうことなのかということでございます。12ページ、もうご承知のとおりでございますが、太陽光発電でありますと晴天の日でも、やはり出力が大きく変動するということ。地域全体では、平滑化効果が働きますけれども、やはり天候で大きく変動する電源でございます。風力は、風況が良いといっても、かなり出力が変動するということで、下のグラフを見ていただけるとお分かりいただけるかなと思ってございまして、13ページで、再生可能エネルギーの出力変動への対応を含む短期的な需給調整をどうやってやっているかということなのですが、需給を一致させてその周波数を一定幅に維持する必要があるというのは当然のことございまして、この場合、出力変動に対して、一般電気事業者側がさまざまな電源を柔軟に使い分けて、その変動を相殺する調整運転を行っているとい一般的に言われております。

分単位の変動については、可変速水力、天然ガス、石油といった応答性の高い電源を用いる。やや中期の変動に対応するためには石炭火力といったものも対応可能だと言われておりますけれども、後ほど電気事業者様からのプレゼンテーションで補足があるものと思っております。

それから、電源の調整運転につきましては、いずれにしても再生可能エネルギーがどう変動したかということだけではございませんで、その需要変動にも起因して当然時々刻々あるいは、やや中期の変動対応というのをやっているということでございますので、その中で再生可能エネルギーと直接的な因果関係のある電源だけを特定するというのが、かなり難しいということは事実だろうと思っております。

14ページでございます。短期の話だけではなくて、固定価格買取制度は、再生可能エネルギーから発生する電気というのを長期にわたって買取る制度でございますので、やはり中長期的な電源構成自体に影響を及ぼすという可能性があるわけでございます。

これは再生可能エネルギーが入ったからということで、明確にそれが供給計画にあらわれているというのが、今は残念ながら直接的には認められないのですけれども、需要が変動した場合に、どう供給計画が変わっていったかということの1つのご紹介として、平成17年度に作られた供給計画と平成22年度の供給計画で、平成26年度の発電設備の構成というのをどういうふうに想定したかということが変わってきているということでございます。

平成17年度の供給計画ですと、2.6億kW、22年度の供給計画ですと2.5億kWということで、この削減分はどうなっているかといいますと、右に出てございますが、例えば水力、火力、原子力、それから新エネは1万kW増えているということなのですけれども、合計で1,420万kWの削

減というのが供給計画相互間の比較では出てくるということで、このときに、やはり、こういう需要の変動に対応するために、例えば原子力や火力といった電源を構造的に減らすというようなことをその供給計画上は反映されているということを1つご紹介をしておきたいと思います。

それから、15ページでございますが、先ほど自然エネルギー財団の意見にもございましたけれども、卸電力取引市場の状況というのが1つ参考になるわけでございますが、例えば太陽光などと、昼間の取引価格というのでしょうか、これの平均値などを採用するといった、そういう考え方もあると思います。現在の状況を見ますと、スポットで翌日の電気の売買をするものでございますが、これは小売全体の0.9%ということで、やはり月ごとに大きく変動もあるので、算定根拠として使うために、これが適切かどうかというのはご判断があるところだと思います。

それから、16ページでございますが、回避可能費用と電気料金との関係でございます。現在、関西電力の例をつけさせていただいておりますけれども、電気料金は下の棒グラフの色が分かれていますので、いろいろな原価が積み上がって形成されているということになります。その上に賦課金、賦課金も電気の供給の対価の一部ではございますけれども、電気料金自体ではない別建てにとりあえずここでは書いてございますが、賦課金というのは交付金という形で電気事業者に流れ込んでいくものでございますので、これが例えば、これは関西電力の例でございますが、固定価格買取制度対象の水力・太陽光・風力・バイオマスをどれだけ買ったかという、15.77億kWh買っている。α円、これは買取価格、それぞれ電源ごとに違いますので、下に注が書いてございます。7.85円というのは、関西電力の回避可能費用単価になります。買取価格から回避可能費用単価を控除し、買取実績と掛け合わせたものが329億円の交付金という形で関西電力に支払われているということになるわけでございます。

また、回避可能費用相当額というのは、電気料金の他社購入電力料というところに織り込まれておりまして、固定価格買取制度対象の水力云々を15.77億kWh買って、これが1kWh当たり7.85円分電気の価値があったということでございます。それは124億円、どの電源を買ってもかかったということでございますので、その分が当該電力会社の電気の使用者の負担となるという仕組みになっているということでございます。もちろん、賦課金の決定プロセスと電気料金の決定プロセスというのは完全にパラレルといえますか、機械的にこうなるということではございませんけれども、物の考え方としては、こういう表裏の関係があるということが言えると思います。

18ページで諸外国の例を少し書かせていただきました。ドイツでございますが、これは系統運用者が再生可能エネルギーを買取るということで仕組みが立てられておりまして、それで2009年の改正によりまして、全量卸電力取引市場に売却するという制度に変わってございます。実際、まさに卸市場への売却益というのが実質的な回避可能費用に相当するというので、差額を賦課

金で面倒みるというような仕組みになってございまして、卸電力市場取引価格が下落の傾向に今あるので賦課金が増額要因になっているというような、そういう指摘もあるようでございます。

それから、19ページで、これは参考までにドイツの卸電力市場でございますが、2011年には電力消費量に占めるシェアが32.1%ということで、日本の卸電力市場よりははるかに大きなボリュームがもともとあるということでございます。

それから、20ページでございますが、先ほど少しご紹介しましたけれども、買取総額に占める賦課金の割合は、2009年までは下がってございましたけれども、近年少し上がって、それからやや横ばいという感じになってございまして、賦課金の割合というのが7割ぐらいということで、かなり高い水準にはなっているというのが事実関係としてはあるようでございます。

それから、21ページ、フランスの例でございますが、フランスでは卸電力市場を用いて売りたいということをもともと固定価格買取制度の趣旨の中に織り込まれていないんですけれども、卸電力取引市場における買電価格というのを回避可能費用単価については採用しているという例でございます。実際に売ることと回避可能費用単価として卸電力市場取引価格を使うということが別建てになっている、そういう国の例としてご紹介をさせていただきました。それで、22ページ以降でございますが、では、どうするかということでございます。

23ページでございますが、制度設計時における考え方でございますが、再生可能エネルギーは出力が不安定であること、それから、あらかじめ買取る量が予測できないということで、託送の余剰インバランスと同様の性格だということで、回避可能費用単価として全電源平均可変費を採用した経緯がございまして、卸電力市場取引価格を採用するということも検討はされたのですが、やはり現行の電気料金制度との関係でいうと特に規制の小売料金につきましては、やはり卸電力取引価格の価格に連動するわけではないので、適切ではないのではないかとということで退けられております。

それで、24ページ、特定規模電気事業者でございますが、各電力会社の全電源の平均可変費の加重平均で代替しております。コストデータを正確に把握することになると、負担が非常にあるということで、特に規模の小さな事業者も多いということを考慮して、ある種みなしの形で、今置かれているということでございます。

あと、25ページでございますが、再生可能エネルギー電源というのは供給力という価値があるのかないのかというような議論が従来からあるわけでございますが、風力それから太陽光につきまして、一定のルールで供給力として評価されるようになってきているということでございまして、太陽光は需要の多い上位3日の日射量を過去20年分集積して、これを集計してこのうち下位5日間の平均をとると。風力発電につきましては、利用可能な実績データをもとに下位5日間の

平均、これであれば確実に発電してくれるだろうということかと思えます。

25ページの下に表がございますけれども、例えば太陽光発電ですと、これは会社によって恐らく違うんだと思えますけれども、出力比率でいうと0%から30%ぐらいまで、それから風力ですと0%から2%ぐらいまでというような水準で入れられるということになってきております。

それから、26ページで、現在、電力システム改革の議論が進んでおりますけれども、それによって、固定価格買取制度も変容することになります。一般電気事業者といった概念がなくなってしまうので、それに合わせて調達義務、買取義務は小売電気事業者を主に据えるということと考えてございます。そうすると、その後も、ある意味通用していくような今回ルール設定というものが必要になるということでございます。

論点ということで、27ページにまとめさせていただきました。今まで少なくとも検討、これ以外にもあるのかもしれませんが、検討可能な選択肢としては、1つは全電源の平均単価、これは現行のままでございまして、中長期的な調整を重視するものでございます。いずれにしても、その実績データをとって議論するということは難しゅうございますので、近似値になるだろうということでございますけれども、これで見ますと、原子力といった短期的な変動には適応できないような電源が含まれているということ、あるいは原子力は動いてないじゃないかみたいな、そういうご指摘も受けているわけですが、それをどう評価するといったことでございます。

あるいは、太陽光と風力が供給力として評価されているということ、どう考えるかということもでございます。それから、火力・水力の平均単価というもので、これは短期的な調整を重視することになり、これも1つの選択肢だろうと考えております。短期の出力変動に対する調整の実態というのが、本当のところは因果関係を切り出してくるのは難しいわけですが、それをどう評価するかということ。それから、ただ、再生可能エネルギーといっても、バイオマスですとか水力といったものもございまして、それをどう捉えるかという議論もあるかもしれません。それから、長期の買取りを保障させられるということとの関係で、短期的な調整だけでいいのかどうかということについてもご議論いただければと思っております。

それから、石油火力平均の石油火力の単価を用いるというのがございますけれども、これはマージナルな費用への近似というものを重視している考え方かなと思えますが、必ずしも単価の高い石油火力のみで調整しているわけではないという指摘があるとすれば、それとの関係をどう整理するかということだと思います。

それから、卸電力市場取引価格を用いるというのは、これは論理的な意味でのその費用といたしますか、価格というか、それに一番忠実ということでしょうけれども、ボリュームの問題等やや不安定、そういったことをどう考えるか。それから、今はあくまでも変動費だけで見えておりま

すけれども、固定費が入ってないということをどう評価するかという議論がございます。28ページは、これはあくまでも仮定でございますが、それぞれのオプションで計算し直すとうなるかということで見たものでございます。①は今のとおりでございますが、②が火力・水力平均単価ということで、国全体で今の計算ですと大体130億円ぐらいの回避可能費用の上昇が見られるということでございます。その分、だから負担金下がるということになります。

それから、石油火力発電単価で見ますと1,915億円ぐらいですかね。それから、卸電力市場取引価格で見ますと、1,100億円程度の回避可能費用の変更ということになるわけでございます。もちろん、これは諸元一定の仮定を置いて計算しておりますので、本当にこうなるかどうかというのは、またちょっと別の問題ですけれども、とりあえずのイメージとしてご紹介させていただきます。

以上が回避可能費用でございます。

認定の問題、続けてご説明をさせていただきます。

認定制度については、選択肢を今回ご提示しておりません。改めて事務局からご紹介をいろいろとさせていただいた上でと考えてございますので、とりあえず現状のご紹介と、それから、それに対する大所高所からのコメントをいただければ幸いと思っております。

まず、30ページでございますが、グラフを見ていただきますと、累積の設備認定容量というのが2,000万kWを超えるレベルになっていると。これは非住宅の太陽光です。2月、3月あたりに急に増えていて、非常に駆け込みみたいなものがやっぱりあるということだと思います。累積の設備導入量というのはじわじわと伸びていて、全体では500万kWに到達するかというレベルでございます。運転開始まで時間がかかること自体は、やはりメガソーラーは1年以上の工期がかかりますので、そのこと自体は批判するものではないのですけれども、ただ、土地の確保とか設備の発注といったことをせずに、要するにコストをかけずに認定を受けたままにしているということだと、それはやはりいかなものかという議論があるわけでございます。

31ページでございますが、全体の事業フローでございます。発電事業に着手しようと思った場合、大臣の認定をまず受けます。それから、それと並行する手続きで電力会社との協議を進めて、接続の申し込みというのを行われると。この2つがそろった段階で買取価格が決定する。この2つをやったいずれか遅いところで決まるというふうに告示に書いてあります。買取価格が決定して、買取価格が決まりませんと基本的には事業資金の融資というのは受けられない。プロジェクトファイナンスを組む上で、やはり買取価格という将来の収入の見通しがある種の担保になるわけでございますので、これを踏まえて融資があると。融資があれば、それで初めて土地設備が確保されるということになりますので、認定の段階では逆に言えば土地及び設備の確保というこ

るまで至ってないケースがあるということで、そこは見込みでやらざるを得ないということがあるわけでございます。それから、買取価格の決定と土地及び設備の確保までの間に時間的な制約がないという、今は制度の立てつけになっているということでございます。

32ページ、これは条文でございますので、ご紹介は余りしませんが、省令第8条第2号というのがあります。ちょうど真ん中辺に規定があるのですが、これが今回私どもが問題にしたものでございまして、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定しているということで、真にその場所あるいは仕様が決定しているといえないものが、認定を受けたままごろごろしているということだと問題だということでございます。

それで、33ページ、先ほど申し上げた買取価格が決定の告示でございます。実際に、その認定のときにどうやって運用しているのかと。まだ実際に金融を受けてない状況でございますので、土地とか設備の発注ができてない、あるいは手当てができてないということがあり得るわけなのですけれども、そこで、ただ認定の実務自身は動かさなきゃいけないということで、ある程度見込みで、これはやるしかないわけでございます。これは、土地と設備の仕様だけではございません。例えばメンテナンス体制が備わっているとか、計量の問題とか、そういったことも要件にはあるのですが、これも実際にその実物があるわけではございませんので、それはこうやりますということ、ある程度ご信頼申し上げて認定を出しているということは、実務上、仕方のないことだと思います。他方、土地と設備につきましては、やはり土地については、例えば土地の確保状況を示す書類として、自分の所有地であれば登記簿あるいは契約書、それから権利者の証明書、同意書といったようなもの、これは契約ではございませんけれども、将来貸す用意がありますよというような、そういう一筆をとって出しているというのと。それから、設備であれば、申請書のほかに構造図、それから実際にそういう設備があるんだというようなことをカタログ等で証明をしていただくということで、場所と設備の実際、手当ての見込みのようなものを確認をさせていただいているという実務になっております。

それで、今回、報告徴収をさせていただいて、新聞にも結構、いろいろと出ておりましたけれども、法に基づく報告徴収、平成24年度中に認定を受けた運転開始前の400kW以上の太陽光発電設備4,699件についてやらせていただきました。この結果、36ページ、報告徴収の結果、土地及び設備ともに未決定の案件というのは、段階的に取消手続きに移行すると。あわせて平成26年度の認定制度の運用の在り方について検討するということを発表させていただいて、それでここでまさに委員の先生方にご面倒をおかけしているというものでございます。

36ページの下の方の表を見ていただきますと、この下2つのカテゴリー、そもそも報告徴収に対応

してきてないというものと、土地及び設備のいずれも未決定とうものの中の上記以外という、この2つのカテゴリーの合計部分が今回、その行政手続き後、すぐ聴聞を開始し認定を取り消すもの。

その上2つのカテゴリーが8月末までの猶予期間を待って、ある種、対応を待つというようなことを考えてございまして、8月末までの段階で取り消しに移行するというのを、私どもとしては想定した運用になっております。これにつきましては、冒頭申し上げましたように、今回、対応の案をこちらからご提示しておりませんので、物の考え方でございますとか、大所高所的なご指摘をいただければと思います。

以降は参考資料でございますので、説明は割愛させていただきます。

○山地座長

木村部長には、大変丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。

それでは、次に北海道電力様から資料4、需給変動に対する調整についてのご説明をお願いします。

○秋田オブザーバー

それでは、需給変動に対する調整について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

まず、2ページです。ここでは、まず、需給変動の調整というものですけれども、記載してありますように、長期的な電源開発計画、中・短期では電源の運転計画、そして当日の需給の運用というふうになりますけれども、どの断面におきましても、まず、経済性を考慮しています。そして必要な調整力を確保できるように計画運転を実施しているという流れをここでご説明したものでございます。

具体的な調整ですが、3ページをご覧ください。まず、需給変動の調整とはどういうものかということに記載しておりますが、需要と供給力を瞬時瞬時に一致させます。そして、周波数を一定に保つというのが需給の調整ということでございます。左の絵にありますけれども、基本的に需要と供給量が一致していると、天秤で図を書いておりますけれども、周波数は基準値、北海道の場合は50ヘルツでございます。これを維持していますが、需要が例えば供給力を上回りますと、これが右に振れて周波数が低下。供給力が上回ると左に振れまして周波数が上昇することになります。従来は、需要の変動に伴って供給力を調整してはいたけれども、今回のように再生可能エネルギーが仮に多く導入されると、調整する電源自体が変動するというので、これに対する調整力が必要となるということをここでご説明しております。

4ページです。これは、1日の需給調整のイメージをご説明しております。これは、ここに書いてありますのは、1日の需要の曲線を書いております。ここでは1日で需要がこのように、深

夜は少なく、需要は昼にかけて上がっていきませんが、その変動する需要に対しまして水力、火力などの調整可能な電源を状況に応じて組み合わせて柔軟に対応しているのを示しております。

運用では、常にその経済性に考慮しながらやっておりますけれども、例えば図をご覧のように、石炭火力、これは非常に安価な電源でございますが、深夜はこれを抑制しながら調整しているのがお分かりかと思えます。ちなみに需要カーブは、季節ですとか平日休日によっても形が変わってきております。なお、図の右下のほうに拡大図が書いてありますが、この図は1時間ごとの平均の値を記載しておりますけれども、実際の電力の需要というものは、この図に書かれておりますように、非常に短時間でも振れているということで、実際はこの短い変動に対しても、変動速度あるいは変動量に応じた調整が必要ということになっております。

なお、再生可能エネルギーは非常に少ない欄しか書いておりませんが、実際は平成24年に買取制度ができましたけれども、それ以前、以後を比べますと、例えば平成23年ぐらいの太陽光が特に顕著ですが、比べますと、平成23年度末と、平成25年の12月ぐらいを比べますと、大体5倍ぐらいの設備量が北海道には入っているということでございます。いずれにしても、全体から比べると、まだ少ない量でございます。

5ページです。ここでは、調整可能電源の種類について記載しております。なお、需要の変動というのは、時間特性を持ってまして、長いもの短いもの、いろいろと入り交じっておりますけれども、ここに書いてありますようなEDC、AFC、ガバナフリーと書いています。このような電源の機能を組み合わせて日々調整しているということです。例えばEDCというのは、数十分から時間オーダー、ゆっくりした大きな変動、前のページでご覧いただきましたけれども、1日の大きなうねりというのはこういうので大まかに調整しています。そして、数分から20分程度のやや短い周期、これはAFCという調整力、これは計算機で需要と供給力の偏差分を計算して、その対象発電機に指令を出して行うというもので、こういう数分程度のものに適用。そして、さらに短い周期は、ガバナフリーといいまして、発電機ごとのそれぞれの特性に応じて短い周期の変動する機能と、これを組み合わせて調整しているのを説明したものでございます。

6ページです。では、実際、毎日毎日の周波数の調整、需給変動の調整はどうやっているかというのを示しております。図の左側2本を見ていただきますけれども、黄色の需要に対して下の①と書いてありますけれども、当初電源と供給力とつり合っておりますので、周波数は一定に運転しています。ここで、変動電源、茶色い部分が次の②のように減少します。そうしますと一時的に需給のバランスが崩れて周波数が低下いたします。この際、この図にはちょっと書いてませんが、さっきご説明したガバナフリーという一番早い電源がまず動きます。それに引き続いて、AFCという調整力が出力を増加させて、この③番に至った時点で、需要と供給力が再び一致い

たしますので、また周波数はもとに戻ります。それから、さらに、もう少し時間のかかるEDCという電源がそのAFCで補った分を含めて、全てまた後から補いますので、ここでその偏差分については最終的には全てEDCの電源が振りかえるということを時系列的にあらわした図でございます。これが日々の瞬時的な運用のイメージでございます。

7ページをご覧ください。これは瞬時と申しますか、中・短期の年間から前日の計画にかけての説明をしたものでございます。このレンジに入りますと、発電計画というのを作成いたしますけれども、作る際には電源の補修計画とか燃料計画、こういうのをよく検討しながら実需要断面で、その変動を吸収できるような調整可能電源をきっちり確保できるように計画を立てているという図でございます。計画断面で変動電源が増加いたしますと、それに対応する調整力も増加する必要がありますので、下のほうに緑で固定電源と書いていますが、場合によっては従来一定の出力で運転していた電源も調整に使わなければならないことがあるということをご説明しているものでございます。

最後になりますけれども、8ページをご覧ください。これは非常に長期の話をしております。

先ほどもご説明がありましたけれども、非常に長いレンジの電源計画を、供給計画ですか、この左の絵は1999年に策定したもので、それから2004年に策定した2009年断面の需要が例えば2億kW減った段階。こういう場合に需要が下方修正されたような場合には全体の電源構成で判断することになります。そして、電源開発計画の先送りなどを多用いたしますけれども、このように削減した供給力が火力とかではなく、全ての電源に及んでいきますという実例を示した資料でございます。

大変、簡単でございますが、私のほうからは以上です。

○山地座長

秋田様、どうもご説明ありがとうございました。資料の説明をまとめていただきました。

ここから、また議題のほうに戻りまして、議題2と3と、4はその他がございますけれども、2と3を分けて議論をしたいと思っております。

したがって、まず、議題の2、固定価格買取制度における回避可能費用の取扱いについてということで、自由討論、今回は忌憚なくご意見を言っていただいて論点を整理したいと思います。一定の結論を得るということは今回はやらないということにしておりますので、とにかく言いたいことを全部言っていただければと思います。先ほど申し上げましたように、ご希望の方はネームプレートを立てて意思表示をしていただきたいと思います。よろしく願います。

岩船委員から。

○岩船委員

ありがとうございます。最初に、まず回避可能原価の見直しの話ですが、論点が2つあると思っています。1つ目は今の回避可能原価ではだめなのかという話と、2つ目は適切な原価は幾らなのかという点です。

自然エネルギー財団さんのご主張を私も拝見しましたが、問題は要するにこの差額分が電力会社さんの儲けになっているのがいけないというのが最終的なご指摘だったと思います。しかし実際は先ほど関電さんの例で16ページに示していただいたとおり、回避可能原価自体は単なる電力の仕入れ値であって、結局料金として消費者は負担しているんだと。ということは消費者にとっては、その賦課金プラス回避可能原価の合計額が結局負担額であり、その割合が変わろうが消費者にとっての負担額は全然変わらないわけですから、であれば、わざわざ回避可能原価、しかも適切な回避可能原価というのを早急に決めるのは非常に難しいと思いますので、これをあえて見直す必要が本当にあるのか、というのが疑問です。今、現在の回避可能原価であることの弊害というのが私には分からなかったんですけども、そこをご説明いただきたいと思います。

○山地座長

質問等は、一括してこの場でご回答いただける場所は、後でまとめて回答ということにしたいと思います。

では、松村委員。

○松村委員

弊害は何ですかという問いに対して、私は弊害があると思っているので、この発言が回答の一つになるかと思っています。いずれにせよ回避可能原価の話についてコメントさせていただきます。

第1に今回の資料を、私はとても悲しく眺めていた。資料3の27ページに回避可能原価の算定方式に関する選択肢が出てきている。私はいろんなところで火力平均という発言をずっとしていたつもりでした。それがすんなり採用されるとはもちろん思っていなかったのですが、選択肢の一つにも入れていただけなかったというのはとても残念というか、私などどこで何を言っても何の役にも立たないという無力感を覚えました。私は、この中で一番近いのは火力・水力平均なのかもしれませんが、火力・水力平均もおかしいと思っています。私は固定費用を加えないのであれば、固定費の節約効果を算入しないなら、火力平均が正しいと思っています。理由は、この後お話しします。

私は現行の全電源平均の可変費用という考え方は明らかにおかしいと思います。もしこれが固定費用を含んでいるのであれば、まだ全電源平均という発想も理解できなくはないのですが、可変費用に限定するということは、投資の調整を伴わないで、焚き増し、焚き減らしで対応する部分のみを考えるということですから、明らかに調整しない電源まで含めて可変費用を入れるなど

というのは、そもそも全く理屈が立たない。この不合理なやり方の大きな弊害は、国民負担を不正確に伝える効果です。私はそもそもサーチャージというやり方は非常にいいやり方だと考えています。これは、どれだけ国民が再生可能エネルギーを大量に入れるということによって負担しているのかというコストを別建てにして明示するという、大きな意味があると思います。そのこの区分けがいい加減になっていると、本来負担しているもの以上に負担させられているとの誤認を招きかねないという点でも、仮に総額が変わらなくても大きな問題だと思います。

更に総額の点については、後でもう一度申し上げます。先ほど、27ページのところにある火力・水力平均も明らかにおかしいと言いました。この水力が仮に揚水で、揚水のくみ上げのための可変費、恐らくほとんどが火力になっていると思うのですが、この汲み上げのための可変費というのを、ロス分も含めてその汲み上げ費用をカウントするというなら、まだ理解できる。揚水だけを含むというつもりで火力・水力と言っているなら、まだ理解できます。しかしここで示されている試算は明らかにそうならないので、事務局の出した火力・水力平均はこの考え方ではない。

そもそも、調整しない電源を入れないという発想だとすると、流れ込み式の水力が入るのは全く理解不能です。それから、ダム式の水力であれば、確かに電力会社はある種のダイナミックプログラミングの問題を解いた上で、いつ発電するのかを計算しているわけで、実際に調整電源として使われるはずですが、しかし、ダム式の水力でも基本的には発電できる総量が水の量で決まっていて、どのタイミングで発電するのが最適かを考える調整をしているのにすぎません。ダム式の発電量がある時抑えるということがあったとしても、全体の発電量は変わらないはずですが、そのダム式水力の可変費が、それぞれの時間帯の価値というのを、シャドープライスをちゃんと計算して出すやり方をしていないで、水力なのだから基本的に燃料費ゼロという雑駁な計算をしているのだとすれば、基本的にダム式水力での調整はタイムがシフトするだけですから明らかにおかしい。したがって、そのようなやり方をするなら、ダム式の水力だって入れるべきではない。したがって、固定費用を入れないのであれば、火力・水力平均ではなく火力平均が正しいと思います。

それから、次も資料3です。14ページです。北海道電力の資料でも出てきている点です。供給計画が時間がたてば変わるというのは、確かにあると思います。出てきている案でも、全電源平均で固定費も入れるという案なら、この発想に沿って正当化はできると思いますが、可変費のみの算入に固執するのならやはりおかしい。更に、ここで出てきた例は、私は極めて不適切だと思っています。それは、北海道電力の例も同じです。どう考えても、これは新エネが大量に出てきた結果として供給計画が変更されたものではないと思います。明らかに全く違う要因で変更された

もの。確かに供給計画の変更は幾らでもある。原子力の立地が進まなければ、それによって変わるとかということは今まで幾らでもあったというのは確かに認めますが、これが理由で長期的には電源構成が変わるから全電源平均の可変費をとるのが正しいのだなどという理屈に使われたらかなわない。こういう理屈に合わないごまかしについては反対します。

それから次、15ページ。取引量が少ないから卸取引価格は使えないという理屈も私は賛成しかねます。途中の説明であったと思いますが、電力システム改革をにらんで長期にも通用するような制度を考えてほしいということと言われたかと思います。長期に今のような薄い市場ずっと続くというようなことは、私自身は想定しておりませんので、この理由で取引市場価格は使えないというのは納得しがたい。更に、もしこの理屈が通ると、電気事業者は、この卸市場価格が使われないようにするためには、なるべく取引所を使わないほうがいいことになりかねない。取引所を使わないインセンティブをわざわざ与えるのがいいのかという観点からも、この理屈は支持しかねます。

ただ、取引市場価格を使うのが最もいいと私は現時点では思っていないので、だからこれを使うべきと主張するつもりはありません。しかし取引量が少ないからだめというのは、理由として納得しかねます。

それから次、16ページ。先ほど岩船委員が言われたことと一番関連していると思いますが、私は、全体料金が変わらなかったとしてもサーチャージの額を適正にすること自体十分意味があると思います。しかし電気料金の水準について1つちゃんと考えていただきたいことがあります。適切な総括原価とサーチャージを除く電気料金が常に等しくなって、適切な原価プラスサーチャージが常に電力料金と等しくなっているのであれば、回避可能原価を替えても料金は変わらないということになると思います。しかし実際には、値下げ届出制の世界ですから、値上げ申請しない限り、基本的には電力会社の原価というのは厳しく査定されないで、電力会社の言い値の原価と料金が等しいに過ぎない。仮に一般電気事業者が過小な回避可能原価によって棚ぼたの利益を得ていたとして、その分全額をきちんと料金の引き下げに使っているのか、あるいはその分余裕が出てきて、したがって値上げしないで済むバッファが多く出てきて、そのバッファで余分なコストを料金に織り込んでいて、過小な回避可能原価の部分が、結果的に内部者への非常に高い報酬の維持に使われていても、値下げ届出制の下では、値上げ申請がなされない限り査定されません。もし万が一こうなっていたら、過小な回避可能原価の算定は料金に対して中立的ではなく、サーチャージ込みの料金を上げる方向に働きます。値上げ申請が出てれば、査定を受けるので、上がった回避可能原価はそのまま原価算入が認められ、2つの効果、サーチャージの下げと原価の上げがキャンセルされますが、一方で値上げ申請が出てきたとすれば当然、他の費目

も含めて厳格に査定されることになると思うので、他の費目で効率化できれば、回避可能原価が上がった分そのまま電気料金が上がるとは限りません。実際に、今までの値上げ申請でも、役員報酬や人件費等が高騰したという理由で値上げ申請が出てきたわけではなく、原子力発電所の稼働という理由で出てきたわけですが、実際に調べてみたら余分なコストがいっぱい入っていた査定されたわけです。今回も当然に査定が入り、その分が効率化されるというゲインというのがあるか、あるいは回避可能原価の影響はそれ以外の無駄な費用に比べて額が小さいので、電力会社のみ込んでしまうか。いずれにせよ、私は料金にも影響を与えたいと思います。

これに関して16ページのような資料が出てきたので、料金に関してもう一言申し上げます。そんなことを考えている人は一人たりともいないと信じていますが、もし今回、制度改正が行われて購入電力費用が変わったら、その分は電気料金に自動転嫁にする、自動的に料金を値上げするのを認めるだとか、あるいは、そこまでひどいことを考えていないとしても、変分改定で対応するとかいうようなことを考えている人がもしいるとすれば、私はそれに対しても反対します。しかし、恐らくそういう邪悪なことを考えている人は一人たりともいないと思うので、わざわざ反対の理由を説明する必要はないと思いますから言いませんが、もし万が一そんな意見が出てきたら、なぜそれがまずいのかを懇切丁寧に説明させていただきます。

最後、一般電気事業者の回避可能原価ですが、これがそもそも会社ごとに分かれているということが正しいのかということ自体も、私は問題になり得ると思います。例えば、卸取引価格が候補になり得るという形で出てきているわけです。卸取引価格というのが出てきているというのは、もちろん市場分断とかがあれば、当然地域ごとに価格が変わるということがありますが、市場分断を除けば基本的には全国で同じ価格になっているわけです。そうすると、回避可能原価は本来一本であるはずですが、PPSに対して行われているようなものを一般電気事業者にも適用するのが本来は正しいのではないかと。

特に今後広域的に電源を運用することを考えれば、特定の地域の変費用が物すごく高い、結果的に原価が、費用が物すごく高いというようなことであれば、広域的な取引引きによってその差がならされることにはなるはずで、効率的な取引引きがなされているとすれば、ここの差はなくなってくるのが当然なのではないか。もちろん、市場分断が起こっている場合の値差の部分というのは別ですが。したがって、取引市場価格を絶対水準としては使わないとしても、取引情報を、値差を使った補正に利用し、基本的には全国同一水準にするという発想もあり得る、と言うよりそちらの方が正しいと考えます。ただでさえ論点が多いところで余分な論点を増やして申しわけないのですが、私はこの問題もあると思います。

以上です。

○山地座長

ありがとうございました。

それでは、崎田委員。

○崎田委員

ありがとうございます。今、松村委員の熱いご意見にちょっと圧倒されて伺っていたのですが、昨年の夏ぐらいから、いろいろな報道などで提案が出てきて考えているんですけども、基本的に電力に関する料金というのは毎日の暮らしに関係がありますので、私は今回やはりじっくり検討して、きちんと決めていただきたいというふうに思っています。

この固定価格買取制度に関してはかなりいろいろな議論の末に、この仕組みで決めたはずですが、これが決まったときに、私はこの料金体系を細かく議論する委員会には参加はしていませんでしたけれども、国民の一人としては再生可能エネルギー導入に関する費用に関して国民が支えると、そういう覚悟を持ってこの制度を導入し納得して進めてきたというふうに思っております。

ですから、もちろん透明性があるって安くなったほうがうれしいですけども、ある程度の覚悟を持ってこの仕組みを導入したわけですので、見直すということに関しては、やはりこの制度をつくったときに5年ぐらいで見直すというふうに決めたんでしょうか。ちょっとその年数を正確に把握してませんが、どのぐらいで見直しですか。制度見直し、最近は5年ごとぐらいですが。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

再生可能エネルギーの特措法の附則の中に見直し規定というのが一応ございまして、今、エネルギー基本計画の策定作業というのをやっておりますけれども、これができると、再生可能エネルギーの導入促進策全体について見直すというふうに書かれております。

それから、あとはそれから3年、あるいは次のエネルギー基本計画の改定のときに固定価格買取制度の在り方について見直す。抜本的な見直しというのは2020年度の終わりということ規定がございまして。

○崎田委員

ありがとうございます。

2020年までよりも、もう少し前の時点でもう一度きちんとみんなで話し合ってもいいかとは思いますが、例えば、今の松村委員のようなご意見もあるということがわかったわけですので、もう少しきちんと時間をかけて検討するという選択肢もあるのではないかなというふうに感じています。

なぜ時間をかけてというふうに申し上げるのかというと、基本的にこれは20年という長期でどう再生可能エネルギーをふやしていこうかという考えている制度だと思いますし、あと、もう一

つは、ここ数年で、今、電力システム改革という大きなテーマをこの社会で、もちろん法律が通ってからですけれども、取り組もうとしているわけですので、この電力システム改革によってある程度、例えば料金がもう少し競争状態になって、ある程度下がる可能性がある。だけれども、再生可能エネルギーのお金は支えなきゃいけない。プラスマイナスでどうなるんだろうか。社会はその辺に非常に関心を持っておりまして、もう一度、電力システム改革のときに、それに合わせて、しっかりと料金に関して話し合うという時期が来ると感じております。

ですから、そのときにスタートしてからのいろいろなご意見を総合して、きちんと決めるという、私はそういう選択肢もあるのではないかというふうに感じております。よろしく願いいたします。

○山地座長

ありがとうございました。

ほかの委員のネームプレートは立ってないですが、今日のこの議題に関しては、意見がないでも結構ですので、一言は発言していただきたいと思っております。

といってボランティアはおられますか。大橋委員。

○大橋委員

ありがとうございます。

まず、わが国は再生可能エネルギーを持続可能な形で入れてこうということで、余剰買取制度、そしてその後引き続き全量買取制度というものをつくってきました。そのときに今回議論になっている回避可能費用ということについて、先ほど議論の経緯も若干ご紹介がありましたけれども、十分に今日のような状況を予見して議論していたかという、このあたりは十分だったかどうかというのはなかなかよくわからないところがあって、恐らく議論の余地もあつたのではないかと、今振り返ってみれば思うところもあります。

他方で、持続可能な形で、再生可能エネルギーを入れていく際には、16ページ目に記していただいたところは、認可のプロセスがあるとはいえ、中・長期的にはきちっとそのビジネスがペイできる形で行われないといけないだろうと思います。具体的には、一般電気事業者について言えば、もし回避可能費用を上げるのであれば、認可のプロセスが短期的に即応して料金が上がるわけではないにしても、ただ中・長期的には料金を上げざるを得ない要因につながるわけですから、そういう意味でいうと、やはり中・長期的にはどこに仕切り目を入れるかという話になるんじゃないかというのは、私も岩船委員がおっしゃる点に同意するところであります。

恐らく、それを所与としたもとの、どの値にするのかというときに、今回、余剰買取制度を入れるときに、回避可能費用というのは全電源平均可変費というものにすると決めました、という

ことなんだと思います。本当にその変動を調整する電源としてこれが正しいのかどうかというのは、恐らく別途議論があるところだと思います。今日、北海道電力からもお話があったし、いろんな考え方を示していただきましたが、実はこの話は、ここに多分とどまる話ではなくて、この調整電源のコストの在り方だとか、価格だとかは市場の設計を今後システム改革なんかで考えていくときにも、実は重要な考え方になっているんだと思います。

長々説明していますけれども、つまり、私も今、崎田委員がおっしゃったように、若干、時間的余裕を持って考えていく必要があるのかなど。つまり、ここだけでそのサーチャージの額で変動電源を幾らにするという話をするよりも、もう少しシステム改革全体の中で、この変動電源のコストって何ですかということを考えていったほうが電気事業全体を眺めたときに整合がとれる姿になっていくんじゃないかというふうに思いまして、そういう意味でいうと、システム改革のタイミングを見ながら、一度こういうふうなものを横串を刺して議論するような場を設けていただければ、非常にありがたいのかなというふうに思いました。

以上です。

○山地座長

ありがとうございました。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

構造が非常に複雑ですが、シンプルに考えると、この回避可能費用というのは、現実に即した金額で考えるのが一番素直ではないかと思います。そういうふうに考えると、この選択肢のうち、全電源を平均するというのは、最初の制度設計としては不確定な要素があったわけですが、現在ここまで来てみると、原子力発電が止まっているという状態で、火力発電でほぼ調整しているという状態だと思いますので、火力を中心とするというのが現実に今あって合っているのではないかと思います。現実に合わない制度を継続するという必要性があるのか、私には分からない、というのが私の意見です。

○山地座長

馬場委員、どうぞ。

○馬場委員

なかなか、これは難しい議論だなというのが私の率直な感想で、この回避可能費用の議論というのはなかなか難しく、一応、確かに一見すると火力というので変動成分というのは押さえているというようなことなんですけれども、結局、実際の運用とかを考えると、火力機とかほかの機械にしても、余り北海道電力さんのところの説明でも出てこなかったですけれども、機器の最低

出力とか、そういうような出力の変化幅とか、そういった制約とかいろいろなものが入ってきて、正確に本当に回避可能費用というのを算出するというのは、現時点ではなかなか難しいのではないかな。

非常に、大橋委員もおっしゃられましたけれども、いろいろやっぱり難しいことがあって、もし本当に厳密にその回避可能費用を計算しようとする、数回のこんな議論では答は僕は出ないじゃないかというのがあって、やはり、もう少し、崎田委員もおっしゃられたとおり、じっくり議論をしなくてはいけないのかなというような気もしております。いろいろ考え方はあるかなと思うんですけども、私としてはちょっとなかなか短期に答えが出ないかなというような気もするので、じっくり議論をすべきではないかというふうに思いました。

○山地座長

松村委員、名札が立っているんだけど、1回目の見解を、まず山内委員にもらってからにしましょう。

○山内委員

ありがとうございます。私は、皆さんがおっしゃっていることと共通するところがあると思うんですけども、今回、回避可能原価の考え方を考えることによって何か変わるかということなんですけれども、さっき弊害があるとかないとかという話もありましたので、そういう話もあるけれども、もう一つは制度的な問題というかフィージビリティの問題があると思うんですよね。回避可能原価を今の方針から変えて、例えば、総括原価の原価構成が変わると、それによって料金改定しなきゃいけないので、それはどうするんだとか、いろんな問題があって、それでさっき松村委員が多分、聞いている人でわかった人は余りいないと思うんだけど、変分改定とか何とかと、そういう話があったんだけど、それもしないとすればどうするんだとか、いろんな話があると思うんです。個人的な意見で言うと、やっぱりフィージブルじゃないと4月1日からはとてもいけないということなので、それは押さえなきゃいけないというふうに思っています。

それと、もう一つは、皆さんがおっしゃったように、制度が変わっていく中で、これは本来どうあるべきだという議論をしたほうがいいんじゃないのというのは私もそのとおりだと思っていて、神学論争みたいになる可能性もあるんですけども、しかし、本来こうあるべきだという議論は少し時間がかかるのかなというふうに思っています。そのときに、それについての考え方は私なりにあるんですけども、こういうふうな形で具体的にどういうふうにその変動調整しているので、原価を計算するのかという考え方も1つあるし、それから、卸取引所を使うというのはマーケットで決まったのが、それがそうだよということを言っているわけですね。もう一つあるとすると、一応、計量経済学とかツールを持っているので、コストファンクションをはかってき

て限界費用をはかるというやり方もないことはない。いろんなやり方があるんだけど、私はそのときに、今いろんな意見がありましたけれども、リアルに説明できるのがいいのか、あるいはもう一つ、これは決めの問題なので、例えば今のコストファンクションの例なんか見ると、そういう形のある程度説明能力があるわけですね。だから、それがいいのかどうか、そんなことも議論すべきだなというふうに思っています。いずれにしても、話を戻すと、かなりフィージブルな議論をしなきゃいけないので、そうじゃないと先に進まないの、それを押さえましょうということと、それには具体的にはどうするんだという話をもう少し制度的な問題を含めて資料というか、情報がないといけないかと思うんですけども、それが1つ。

それから、もう一つは、制度改革を含めて真のあるべき姿みたいな議論をしましょう、それが2つ目です。

以上です。

○山地座長

ありがとうございます。

それでは松村委員。

○松村委員

このまま発言しないと本当に先延ばしにされるのではないかと恐れています。私はそれにも、先延ばしにも反対します。この資料にも明確に書いてあると思うのですが、変動電源が具体的に何なのかを厳格に決めるのは極めて困難で、そんなことは既に議論の大前提になっている。したがって、例えば太陽光に関してはこう変動しているのだから厳格に計算するとこうなりますなどという提案は、最初から出てきていないわけです。それが難しいから、今制度を変えるのは難しい、もっと慎重に議論せよなどというのは、私には全く理解できない。そんなことは1カ月議論したら、2カ月議論したら完全に確定できるようになるか。それは難しいのはわかりますけれども、完全に確定するなど簡単にできるわけがない。そこが難しいということを理由にして先延ばししようというのは、前やった失敗、全電源平均可変費で回避可能原価を算定するという愚かな誤りをもう一度繰り返すことになると思います。

前、これが全電源平均の可変費に決まった経緯は、他の制度とコンシステントかどうかとかという議論が最後の最後には出てきて、それで、ある意味で変なのはここだけではないからと言う理屈で通してしまったのではないかと、私は強く疑っています。どう考えても理屈に合わない制度にしてしまったと私は考えていますが、それで今回も、すぐに決めるのがとても難しい、慎重に議論しましょう。システム改革の行方をきちんと見守ってからなんて言ったら何年先になるかわからない。不合理だという指摘がこれだけ出てきているにもかかわらず、この不合理な制度を

そのままずっと温存しましょうと言っているのに等しいと私は思います。フィージブルでないような提案は今回出てきていないわけです。私はこの提案のどれかというのを採用するのであれば、そんな何年もかけて議論しなければできないようなものだとはいえませんが、

厳格にどの電源で調整するかということは確定できないから長くかかるなんていう議論は到底理解しかねます。火力平均ということをしつこく言って申しわけないのですが、火力平均だと完全に正しいと主張しているのではありません。明らかに調整しないものの可変費を除くべきだと言っているだけであって、火力平均は確かに正しくない、調整しているのは石炭よりも石油のほうが多いということがあるのかもしれないとかということを出せば、確かに火力平均でも不正確なのですが、今の全電源平均可変費よりは遙かにましなものだと私は思っています。遙かにましなものがあるにもかかわらず、電力システム改革の行方を見ながらゆっくりやりましょうという主張は、単なる怠慢なのではないかと思います。

以上です。

○山地座長

岩船委員、また立っていますが、どうぞ。

○岩船委員

ありがとうございます。私は、個人的にいうと、エネルギーシステムのシミュレーションをやっていますので、やはり回避可能原価は火力平均あたりで決められるのが妥当だと思います。そう思うというのは前提とした上で、今回、最初にこれを変えなくてはいけないのかという話をさせていただいたのは、やはり、来年度以降やるといような短期的な話で、いきなり、この回避可能原価と賦課金の割合を急激に変えるということが、事務的なコストとかそういったところで、いろんな負担が大きいのじゃないか、という懸念があったためです。最終的に消費者の負担が変わらないのであれば、きちんと丁寧に説明することで、別に電力会社は懐に入れていたわけではないということをきちんと説明して、そのことを明らかにすればよいのではないかと。区別を確かにしっかりすべきというのはわかるんですけども、それほど大きな弊害だと私は思っていなかったもので、それであれば、例えばもう少し先にシステム改革の議論とあわせて議論すべきで、回避可能原価の話だけを取り出してするというのは少しどうなのかなということでも言わせていただいた意見です。

あとは、松村先生がおっしゃったように、例えばエリアを越えて検討する分にはいいと思うのですが、北海道電力さんのように、再生可能エネルギーの量は多いけれども需要が少ないところでは、料金に付加するか賦課金に付加するかで、かなり料金が高くなるということが起こるでしょう。それが妥当な姿なんだよと言われればそうなのかもしれませんが、そのような急激の変化の影響

が大き過ぎないかなという気がしています。

以上です。

○山地座長

委員の方は一通りご発言いただいたんですが、オブザーバーの方で、どなたかご発言、ご希望ございますか。

調整電源について、火力だけで水力は要らないんじゃないかというような話もありましたが、よろしいですか、特に電力会社さん。

それでは、どうぞ。風力発電協会様。

○塚脇オブザーバー

風力発電協会の塚脇でございます。今、先生方のお話で大体言いたいことは出ておるんですけども、事業者の立場から、ちょっと言わせていただきたいと思います。

1つは、回避可能原価というのが、最終的には最終ユーザーにとっては回避可能原価が上がるか下がるか、その分、賦課金が上がるか下がるかというのは、もし岩船先生が最初におっしゃったように、お客様への価格が変わらないのであれば料金の色分けだけの話なんですけれども、その色分けというのは、我々事業者にとっては結構大きな問題でございまして、何かといいますと、今、例えば8円ぐらいの回避可能原価で私どもが売っておりますので、そういたしますと電力会社さんも、それからPPSさん、ここにいらっしゃるエネットさんも、自分たちで火力をやるよりも安いじゃないかと、買おうということで、今まで電力会社さん、あそこに座っておられるので怖いんですけども、自然エネルギーなんか買うかということだったのに、いろいろ考えてみると安いから買おうじゃないかということで、みずから太陽光発電だとか風力に入ってこられて、どんどん進んでいっているんです。安い回避可能原価というのは、卸売りという形でいくと卸の電気を買う人にとっては魅力的な話です。これを上げるということは、火力と同じコストになるんだったら、別にあなたから買わなくていいよと、うちの火力発電所を回すからという話になってしまうんですね。その意味では、回避可能原価が上がるということについては、我々ビジネスのフィールドにいる人間としては、結構やりにくくなるなど。短期的な話ですけども、というふうに思っております。

とりあえず、それだけでございます。

○山地座長

エネット様ですね。お願いします。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。エネットの谷口でございます。

オブザーバーではありますが、新電力の事業をやっている立場から、回避可能費用の見直しに関して意見を述べさせていただきます。

結論から言いますと、見直しに当たって、すぐに見直すということになってしまうと、我々新電力にとってももちろんですが、需要家の方々にとっても影響が大きくなるというケースが想定されるということがございますので、我々としてももう少し時間をかけて需要家負担の低減と、競争促進による需要家の便益性の向上という2つの観点から検討を行い、必要な措置についても考えていただいた上で見直し価格を決めていただくことを要望いたします。

理由を少し説明させていただきますと、まず、我々新電力にとって、お客様に電気をお売りするための電源の調達手段を確保することが、今、非常に厳しい状況になっております。そういう意味で、この再生可能エネルギーというのは、我々にとって非常に貴重な供給力確保手段の一つとなっております。バイオマスや水力はもちろんのことながら、太陽光・風力についても工夫しながら我々は調達し、供給力として活用しているというのが実態でございます。

エネットのケースにおきましては、昨年度の供給量の約1割は、この再生可能エネルギーで賄っておりますので、そういった意味で、事業で活用しているということをご理解いただけるかと思っております。

今回のこの見直しによって、回避可能費用が新電力が持っている原価構成と比べて極端に高くなってしまうと、新電力としては数少ない電源調達手段を失うことにもなりかねないということ、結果として競争が進まずに自由化のメリットをお客様が十分享受できないということにもつながりかねないということを危惧しております。

また、FIT電源を新電力が調達できないということになれば、調達主体が自然と電力会社さんのみという形になりまして、仮にサーチャージの額が下がったとしても、回避可能費用が電力会社の電気料金の中で我々との競争が働きづら一部ののお客様に転嫁されるという可能性もございますし、そうなってくると最終的に一部の需要家の方々には負担が同じ、また場合によっては、さらに悪化するということも可能性があると思っております。例えば、現在の電気事業制度の環境の中では、残念ながら我々新電力は参入が難しい電力多消費産業というのがございますが、電力多消費産業の方々の電気料金にもし転嫁されるとなると、これはサーチャージが下がることに比べてはるかに事業上の影響が大きいということも想定されますので、やはりこういった見直しですが、そういった産業の方々に与える影響というのについても十分配慮する必要があるのではないかと考えています。

また、回避可能費用の見直しの方法については今回の論点の中には入っていませんが、FIT電源といっても発電の特性が異なります。バイオマスであったり水力というのは、我々がベース

電源と呼んでいるこのベース電源に代替するものになりますし、太陽光であったり風力というのはピーク電源であったりミドル電源の代替というような形になりますので、運用の実態も踏まえつつ、近似的に別々に設定するといったことも比較検討に入れるのは入れてもいいのではないかとこのように思っております。

特に、一度新たに方式を決定してしまうと、こういった検討を含めた見直しというのは難しいと思いますので、我々の事業上への影響等も踏まえながら、需要家負担の低減と競争促進による需要家の便益性の向上という両面から検討を行った上で、場合によっては必要な措置を加えて見直しを図っていただけることを強く要望いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○山地座長

電事連、明田様。

○明田オブザーバー

すみません、電事連ですけれども、簡単に申し上げさせていただきます。

先ほどからいろいろご意見が出ておりますけれども、私どももそういった意味で、やはり今回の見直しの検討に当たって一番大事だなと思ってございますのは、この回避可能原価、先ほどからいろんなお考えがあるというのを承って、まさにそう感じたんですけれども、私どもは先ほどプレゼンで申し上げましたように、今のやり方に一定の合理性があるんじゃないかというふうには考えてございますけれども、さまざまなご意見があるということだろうと思っています。

そういった中で、やはりそれが国民の皆様にご負担いただいている制度である以上、やっぱりそれを国民の皆様にはちゃんとご理解、ご納得いただくということが非常に、先ほど崎田委員からご意見がありましたけれども、重要じゃないかと思っております。そういった意味では、私どもでいうと電気料金との関係とか、そういったものがございます。そういったところで、そうは言っても実務的な対応、何がしかが必要になってくるだろうということも考えてございますので、そういったことも含めまして、やはりご理解ご納得が得られるように、できるだけ慎重にご議論をいただきたいというのが、私どもの希望でございます。

以上でございます。

○山地座長

ありがとうございました。

回避可能費用、回避可能原価ともよく言いますけれども、この議論については大体、今日はこのあたりにしたいと思いますが、最後に、私の問題を少し申し上げさせていただきたい。回避可能原価と言っていますけれども、要するに調達した再生可能エネルギーの電気の電気としての価

値、それを買取費用から差し引いて賦課金サーチャージとして消費者に払ってもらおう。そういうことですね。しかし、価値は何かというと、結局、電気事業者さんが再生可能エネルギーの電気を調達したことによって浮く原価であるという意味で回避可能費用と呼んでいるんでしょうけれども、浮くものばかりでもないということですね。先ほど言ったように、これは再生可能エネルギーの種類によって違うでしょうけれども、太陽光とか風力みたいに変動するものであれば、先ほど言った周波数調整のためにAFCで、経済的に燃料費の安い順番で切るんじゃないくて、全体で調整するという調整もあるわけですし、また、これも難しいところですけども、たくさん入ってくると、今度は余剰が出る場合があるので、余剰対策というのもありますから、単に燃料費が浮くということで一律に決まるものではない、種類別にも少し違うということになると、いずれにしても近似をしなきゃいけないということだと思うんですね。そのやり方として、とりあえず全電源平均可変費というので今行っているわけだけでも、これをよりよい近似にできるかどうかということかと、私は理解しています。

今日、ちょっと意外だったんですけども、木村部長の説明の中には固定費代替分というのを少し言っていましたよね。太陽電池でも30%ぐらいまでとか、風力の場合2%ぐらいまでとか。この部分は、だから、どちらかというと費用が浮くほうになる話ですけども、今日ご意見が出ませんでしたけれどもね。だから、理論的に研究者と詰めればやることはいっぱいあるんですけども、制度の運用としてどういう費用を使うか、やっぱりその決め方かなと思っています。貴重な意見、いろいろ言っただき、事務局もよく聞いておりましたから、論点としてまとめて、一定の結論を得る土台にしたいと思っています。

ということで、もう一つ議題がございますので、そちらのほうに移りたいと思います。

これは議事の3番目、固定価格買取制度における認定制度の在り方についてでございます。これも、今日は自由な討論ということでございますので、ご意見のある方はネームプレートを立てていただきたいと思います。

いかがでしょうか。崎田委員、どうぞ。

○崎田委員

ありがとうございます。先ほど私は再生可能エネルギー、この制度を導入するときに国民が支える覚悟を持ってスタートしたという話をしました。やはりその覚悟を持ってみんなで、とにかく再生可能エネルギーを支えて、できるだけエネルギーの自給率を高めていこうというふうに動いてきたわけです。ですから、それをきちんと事業者の皆さんが運用していただいているかどうかというのをいつも透明性高く、そして社会の信頼性高く運用していただくというのは大変重要なことだと思っています。

先ほどの資料を拝見して、今、認定件数が急激にふえているけれども、その中で運用されているのがまだ2割程度というのは、1年ぐらいかかることを考えればそんなにおかしい数字ではないかというご説明がありました。ただし、やはり今後2年目、3年目と入っていくに当たって、本当にきちんと導入されていくのかということを見守るというのは、とても重要なことだと考えております。

そういう意味で、今回しっかりと資源エネルギー庁が36ページですか、状況の調査をくださった結果、調査書類などの未提出のところが少しあるようですね。ですから、全体的にはきちんと運用されているであろうけれども、やはりこの制度をうまく利用しようとあまり準備をされていないような悪質な方がいたら、そこはきちんと排除するようなシステムを持つというのは大変重要だというふうに思っております。

ですから、今回一応運用上、本年の8月31日までに場所、設備ともに決定できない場合には退場いただくというのは、私は国民目線からいって、そういう厳しさを持っていただくというのは大事ではないかと感じております。よろしく願いいたします。

○山地座長

ありがとうございます。

それでは佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

今回、取り消しをするというのは、現状を見て私は妥当だと思います。今後の認定についても、この経験を生かして、認定の段階で、どういう場合には認定の取り消しができるかを明確にしておくことがよいと思います。今回の報告徴収を行ったということですが、認定者に対して進捗状況についての報告義務を定めておくのもよいかもしれません。一定の期間内に発電を開始しない場合には、認定を取り消すという制度、また準備期間中にも、定期的に報告義務を課すことなどの制度的な対応が必要だと思います。

○山地座長

ありがとうございました。

今日はやっぱり1回目ですので、この件についても何がしかのご発言をいただきたいと思えます。

山内委員、どうぞ。

○山内委員

この件ですけれども、山地先生と一緒に制度をやらせていただいて、たしかこれは最後に認定

の条件を変えたんじゃないか。そうですね。もっと厳しかったはずでした、設備認定の整理のところはね。最後、やっぱりその参入を促す、あるいはその参入条件になっちゃいけないということで条件を緩和したというふうに記憶しているんですけども、そういう一連の流れの中で出てきたことだということをもっと理解しなければいけないのと、それから、皆さんおっしゃるように、再生可能エネルギーについてこれから伸ばしていくという大きな国民的合意の中でやっていることなので、ある程度しょうがないのかなと思いますけれども、それで私は思うんですけども、これは運用の問題なのか、それとも本当に制度の問題なのか、その辺をちょっとはつきりしなきゃいけないと思っていて、さっきもちょっとお話がありましたけれども、例えば、今の36ページのところで、本年の8月31までにとあるけれども、基本的にその期限を切っていなかったもので、そういったことが問題なのか、それとも、運用としてそれができたのかとか、何かその辺のことは少し知りたいなというふうには思っています。

ただ、一般に聞くと、やはり最初の、私もそれも責任があるんですけども、値段が比較的高いというふうに言われて、それに乗っちゃうと、こういうような社会的にもよく言われるようなことがあるので、その辺の反省はしなきゃいけないなというふうに思っています。

以上です。

○山地座長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでございますか。岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

ありがとうございます。この件についてきちんと管理してほしいというのは、きっと皆さん、同じご意見だと思いますが、10kW以上のPVの説明の話があったと思いますが、もっと小さいものに関しては実際どうなのかなという、家庭用の屋根置き太陽光などで、こういったことというのは実際起こったりしているのかというのは、ちょっとお伺いしたいです。

○山地座長

10kW未満のほうのことですか。今回の調査は400kW以上で、その間もあるんですが、今答えますか。

○村上新エネルギー対策課長

100kW単位で運転開始率をモニタリングしたところ400kW以上から極端に数字が悪くなるという実態もあるということも400kW以上を調査した理由です。もちろん全体の件数の問題で、やる以上はフェアに全部、全件同じ条件でやりたかったので、我々の行政体力の問題もあったのですけれども、小さくなればなるほど、その土地の調達の必要がほとんどないとか、ブローカー的

な人がほとんど介在しないということで、やはりそこは400 kW前後で傾向値に違いがあったということではないかと思います。

それから、山内先生の経緯のところ一言だけ申し上げると、最後、国会修正で調達価格のルールがそもそも政府から法律を提出したときと変わりがあって、毎年調達価格を決めるルールに変わったことに伴い、認定も現行のルールにせざるを得なかったということが経緯的に1点あるということです。

○山内委員

認定の認定条件を最初の段階で、たしかあれじゃないのか、電力会社との接続条件が整ってからだったのじゃなかったっけ。

○村上新エネルギー対策課長

そのところにつきましては、今回、契約の申し込みという形にはなっていますが、実際の実務は事前に電力会社さんとの検討を経た上で正式に契約の申し込みをするという時点でございますので、その点について言えば思想が大きく変わったということは特にはないと思います。

○山内委員

私の誤解かもしれませんが、ちょっと私自身も、もう一度確認してみます。ありがとうございます。

○山地座長

ほかにはいかがでございますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

今回の件については、異議はありません。妥当な対応だと思います。まず、一般論として、太陽光で出てきた経験を踏まえて、他のところに適用するとかというような議論が、もし今後出てくるとすれば、少し慎重をお願いします。アセスだとかいろんな類いの問題をいっぱい抱えているものに、この太陽光の経験がそのまま適用はできないということは、もちろん十分御存じのことだと思うので言うまでもないと思いますが、それは慎重に考える必要がありました。

それから、今回の調査400 kW以上ということで、そこで極端に数字が悪くなったということでやったということは妥当なことだと思います。しかしこれもルールにすると、400 kWよりぎりぎりすこし小さなところで集中的にやるという歪んだ誘因を与えかねません。今回はそういう事実を踏まえてこうしたのであって、今後も400 kWで切るということではなく、もちろん柔軟に、必要があれば範囲を広げるということだと思います。その理解だけ確認させていただきました。

○山地座長

余り、無理強いをするつもりもないですが、何か一言言っていただくと。

大橋委員。

○大橋委員

山地先生のお言葉ですので。全然異議がなくて、やっていただければと。

それで、やはりここに35ページ目に書いてありますけれども、これは変なゲーミングで制度が利鞘を作り上げているような話になっているとすると、そういうのというのは、きちっと制度の上で防がないといけないと思うんです。つまり、ここに過剰な利益を求めがゆえにご報告頂いたような行動に走っている事業者がいるとすれば、そういう意味でいうと、その認定は一定程度されるべきで、きちっと認定するからにはそのフォローをしていくというふうなことというのはよろしいんじゃないかというふうに思ひまして、特段異議がないということです。

○山地座長

馬場委員、どうぞ。

○馬場委員

私も余り異議はないかなというふうに思います。ただ、今まで性善説でやってきたものが、それではちゃんとうまくいかないのかなというようなことが何となくデータからも出てきているので、その辺はやはり皆さんおっしゃられるとおり、ちゃんと解析をして、どういうふうに行った方がいいのかというふうな形で対応をちゃんととらなくてはいけないのかなというふうに思います。

ただ、これだけ一遍に何かわっと出てしまって、なかなか調達が難しかったのかなというようなケースもあったりなんかするので。だから、急激に何かを変えてしまうと、多分そういうようなことが起こるといようなこともあるし、それから実務的にちゃんと、こっちのチェックなんかにしてもできるのかというの、いろいろ考えた上でいい制度をつくっていかなくてはいけないのかなと思いますが、私自身アイデアがあるわけではないんですけども、そういったところに注意して何か今後は運用していただければいいんじゃないかなと思いました。

○山地座長

ありがとうございます。

一通りご意見を伺ったんですね。オブザーバーの方、そうですね。

まず、風力発電協会様、お願いします。

○塚脇オブザーバー

風力発電協会でございます。私どもも、ある一定の買取価格決定から一定の間に着工を行えないような事案につきましては、認定の取り消しというふうにしていただきたいというふうに思っております。私ども風力発電業界は固定価格買取制度の導入と同時に環境アセス法というのが

施行されまして、ほとんどの大規模風力は4年間のアセスを現在しております。ですから、固定価格買取制度の恩恵に、全くといっていいほど、まだ浴していない業界でございますが、その中でほとんどの系統、系統量がいっぱいになりますと環境アセスが終わっても連系できないので、死に案件というのがたくさん出てまいります。現在、北海道、東北でそのような設備認定は取っているものがいっぱいございまして、これらが本当にできるのであればいいんですが、できないのであれば認定を取り消していただいて、本当にできる案件を連系させていただきたいと、かように思っております。

○山地座長

ありがとうございます。

それでは、太陽光発電協会様、お願いします。

○茅岡オブザーバー

太陽光発電協会の茅岡です。太陽光発電協会としても、委員の先生方皆さんがこの制度に全く異議ないという中で、異議ありますとは全く申せませんけれども、一言だけ言わせて頂きます。、いろんな事業者に聞いたところ、今回の件はかなりインパクトがございました。また、太陽光発電協会にも多数の問い合わせが来ております。一体どうなるんだろうかと。というのは、例えば土地が明確にできてないという中には、今、林地開発をいろいろやっているんだけど、なかなかその許可がおりないとか、あるいは法人の変更に手間取っているとか、そういう個別の事情もございます。

ですから、今後、聴聞をしていただくというところで、ある程度の基準を明確にさせていただいて聴聞していただくということを、ぜひお願いしたいと思います。また、その聴聞の基準をできれば明らかにさせていただくことによって、それに基づいて事業者の皆さん方が、これはできる、できないという判断が出てくると思いますので、その基準を明確にいただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

○山地座長

ありがとうございました。

この議事に関しては、ご意見、大体以上でございましょうか。

この件は、先ほどの回避可能原価の話とは大分異なっていて、皆さんのさっきの議論の賦課金とか、あるいは電気料金の原価になる分もあるんですが、そういう国民負担のもとで進めている中で、太陽電池の場合は特に急速にコストが下がっているということもあり、特定の個人に皆さんの負担のもとで不当に利益がころがっていくというのは避けたいということでもあります。今回

は、事務局資料もある意味状況を説明したということですが、今お話もあったように、何らかの
どういう対応がとれるか、少し案を出していただいて、次回以降の議論ということにしたいと思
います。

大体、議論をいただいたんですけれども、先ほどもちょっと申し上げたように、事務局に全体
の意見を聞いて何かご対応できる場所はお願いしたいと思います。一部はご回答いただきまし
た。何かございますか。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

いろいろなご指摘いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

回避可能費用の算定方法につきましては、これまでも結構いろんな場で議論されてきたテーマ
ではあると思っております。どこかでやはり、きちんと判断はしなくてはならないということ
だとは思っております。私どもにとりまして、やはり来年の賦課金というのが非常にこれは買
取価格と同じぐらい重要な話でございます。その点について、きちんとした説明責任を果たせる
ようなものにしていきたいと思っておりますので、ぜひ、短時間でございますけれども、私ども、
今日のご指摘をきちんと整理させていただいて、できる対応は極力させていただこうと思いま
すので、ぜひご協力を賜ればと思っております。

それから、認定制度の在り方につきましては、山内先生からも今ご指摘がございましたように、
その選択肢については次回以降、整理をしたいと思っております。その中で運用レベルででき
ること、それから制度的に変更を伴うもの、制度といっても法律レベルから恐らく告示のレベル
までございますので、告示の変更というのはある意味運用なのかもしれませんけれども、そうい
うものも含めて、できるだけ考えてみたいと思っております。

ただ、もちろん法律レベルということになりますと、当然所要のプロセスが発生するとい
うことでございますので、平成26年度からすぐということにはならないのかもしれませんが、
いずれにしても、そこは広く考えさせていただくということでやりたいと思います。

それから、聴聞等につきましては、できるだけ、もちろん公正かつ透明な手続きで進めるとい
うことが重要と思っております。我々としても意を尽くすつもりでございます。ただ、1つあ
りますのは、やはり、もうこれは認定が終わって1年経つわけなんですよね。それで、さまざ
まなご事情はあるとは思うのですけれども、土地も手当てができていなくて、あるいはその設備の
発注もなさってないということで、それらは基本的にはやはりご自身の問題として解消して
いただくというのが基本ではあると思います。例えば、行政の許可がおりないなど、さまざま
なご事情というのはあるのかもしれませんが、それは他人のせいだから、平成24年度の価格で
いいというのは、国民負担との関係で説明がつかない、どこかでターニングポイントみたいなの

があるとは思っておりまして、その辺ちょっとお酌み取りいただいて、今後の議論にご協力いただければと思っております。

以上でございます。

3. 閉会

○山地座長

どうもありがとうございました。委員の皆様もオブザーバーの皆様も、貴重なご意見をいただきありがとうございます。この意見を踏まえて、今後検討を深めてまいりたいと思います。

それで、次回のワーキンググループの開催日時は後ほど事務局から別途お知らせをいただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

では、以上をもちまして本日の買取制度運用ワーキンググループを閉会します。どうもありがとうございました。

——了——